



環境・建設委員会 事務事業質疑

2022年11月1日、10日

原純子都議（江戸川区）の質疑

〔建設局〕

- 葛西臨海水族園の建て替えはPFI方式をやめ、都民の意見を聞いてすすめるべき…1p
- 篠崎公園の安全対策について…8p
- 点字ブロックを妨げない交通マナーについて…9p



〔環境局〕

- 住宅の省・再エネ補助の拡充を…10p
- 自然地への大規模太陽光パネル設置を規制する条例を…11p
- 檜原村への産廃焼却施設建設は許されない…18p



原純子都議（江戸川区）の質疑

〔建設局〕

- 葛西臨海水族園の建て替えはPFI方式をやめ、都民の意見を聞いてすすめるべき
- 篠崎公園の安全対策について
- 点字ブロックを妨げない交通マナーについて

●葛西臨海水族園について

○原委員

原純子です。よろしくお願ひします。

葛西臨海公園の水族園の建て替え事業についてお伺いします。

建て替え事業について、八月に事業者が決定されたと公表をされました。入札には二グループが参加していますが、審査方法とどのような点で違いが出たのかをまず伺います。

○根来公園計画担当部長

本事業では、総合評価一般競争入札により、技術審査委員会による加点審査点と価格審査点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者として決定いたしました。

加点審査点のうち得点差が最も大きかった項目は、施設整備に関する事項でございます。

審査におきましては、落札者の提案内容のうち、主要な設備機器を別棟に分離

するなどの更新性への配慮や、自由な観覧を促す動線計画、また体験の深まりを促すコンテンツの提案等が評価されました。

事業者の提案は都民の意見を

反映しているのか

○原委員

落札者の評価された点は、機械整備を



江戸川区議団と現地調査（2022.12.6）

別棟にしたこと。これは審査講評による
と、「主要な設備機器や大型水槽用のろ過
施設を別棟に分離することによる更新性
の配慮」、要するに、マグロ水槽のろ過器
が別棟にあれば交換がしやすいというこ
とです。

また、自由な観覧、動線や体験型、参加
型のコンテンツなどが評価されていると
いうことでした。

しかし、現在、決定した事業者提案の鳥
瞰図と建物概要しか公表されておらず、
鳥瞰図では既存施設は見えません。また、
淡水生物館も消え、その周りの森がなく
なっています。

こうした案でよいのか、一体、都民の意
見が反映されたのでしょうか、お伺いし
ます。

○根来公園計画担当部長

新たな葛西臨海水族園の整備に当たり

ましては、都民等からの意見を広く聞い
た上で基本構想や事業計画を策定してお
ります。

これを踏まえまして事業提案の募集を
行い、総合評価一般競争入札により総合
評価点が最も高い者を落札者として決定
しました。

なお、落札者の提案によれば、新水族園
本館内において淡水生物に関する展示を
行うこととしております。また、既存樹
木にも配慮しながら、施設全体に新たな
緑を創出するものとなっております。

○原委員

新たな緑を創出するというコメントも
ありましたけれども、そもそも、「樹木を
伐採しないで」など、都民から出されて
いた意見が反映されているのかどうか
分からないからいつているわけです。

淡水生物館周辺の樹木は三十年以上か



淡水生物館

けて大事に育てられてきたことから、要
求水準書にも、「樹木への影響を極力減ら
すように配慮」するよう記載があります。
野鳥など生き物の住まいを守り、生態系
を守る取組は、地球環境保護の観点から

絶対に軽視してはならない課題です。

既存施設を残し、生かすことが
議論されていない



ガラスドーム

次に伺います。審査委員の構成では十三名中四名が東京都の職員でしたが、問題はなかったのでしょうか。

○根来公園計画担当部長

技術審査委員会は、専門的かつ客観的な評価を行うとともに、事業の公共性を確保するため、学識経験者と契約や技術管理等を所管する都職員により構成されております。

○原委員

技術審査委員会では、委員のほかに二名の学識経験者の意見を聴取したとありますが、学識経験者の意見はどのようなものでしたか。

○根来公園計画担当部長

技術審査委員会とは別に、二名の学識経験者に審査のプロセス及び結果を説明いたしました。二名の学識経験者からは

特段の意見はなく、了解をいただいております。

○原委員

特段の意見がないということでした。議事録を見ましたが、これまで都民から出されていた既存施設を残して生かしてほしいとの要望について議論された形跡がありません。既存施設は残して生かすということではよいのでしょうか。また、既存の施設との調和という視点は提案事項にあったのですか。お伺いします。

○根来公園計画担当部長

既存施設につきましては、令和三年に公表した基本的な考え方において、新たな水族園とも有機的に連携しながら利活用することとしておりまして、検討を進めております。

また、新たな水族園の事業提案の要件として、景観や既存施設を含む公園施設

との調和やつながりを考慮した意匠、配置とすることなどを求めました。

落札者は、建物の高さを抑え、公園全体の景観と調和した施設とすることを提案しております。

○原委員

建物の高さを抑え、景観を妨げないということ、いろいろお伺いしても、それぐらいしか、この既存施設や公園全体との調和、こういう点で特段提案がないというふうに私は受けとめました。

落札者の提案内容を詳細に見ることができない私たち都民が、少ない情報から感じる様々な疑問をどうやって払拭すればよいのでしょうか。

一九八九年十月に開園した葛西臨海水族園は、世界初のクロマグロの群泳展示をはじめ、貴重な海の生き物に出会える日本を代表する水族館の一つであり、唯

一の都立水族館です。海辺に接する敷地を生かし、敷地と海を一体化させた建築ガラスドームは、公園のシンボルとなっています。

現代日本を代表する建築家、谷口吉生氏により設計された葛西臨海水族園は、毎日芸術賞、建築業協会賞、公共建築賞を受賞するなど、これまでに高い評価を受けています。

日本建築学会の建築歴史・意匠委員会委員長の石田潤一郎氏は、「広く市民に親しまれた文化遺産であると同時に、二十世紀後半の東京都を代表する貴重な建築遺産であり、将来にわたって維持されるべき公共建築である」と述べています。

施設設備の老朽化対策が課題に上り、二〇一七年に水族園のあり方検討会が設置されてから建て替えの議論が始まりましたが、二〇一八年の意見募集では、九割が現施設の保全を求める意見でした。



マグロ水槽

二〇一九年十二月から翌年一月の事業計画案に対するバブリックコメントでも、進め方について出された二百四

十五の意見のうち、新施設へ全ての機能を移すことに反対の意見が百八十六件で七六%でした。

そして、二〇二〇年十月には、日本建築家協会の「葛西臨海水族園の改築計画に既存建物の保存及び活用を組み込むこと」を求める陳情が、都議会本会議で趣旨採択されました。

そして、これを受けて二〇二一年九月、都は、「既存施設利活用の基本的考え方」を公表し、そこにはこう書いてあります。「既存施設について、新たな水族園とも有機的に連携しながら、既存施設を利活用することにより、周辺一帯の魅力を向上させる。」

一体この約束はどこへ行ってしまったのでしょうか。この文章を読む限り、都民の声が一定反映されたものとして受け取れます。しかし、既存施設の扱いで、その後の検討の進め方について、都は、「既

存施設の事業性、採算性を探ること」とし、「新施設へ水族館機能を移転した後、施設の状況について調査を行い、利活用の方針を決定していく」と、既存施設の活用を後回しにして、新水族園と切り離してしまいました。

このように、既存施設との共存について曖昧さを残したまま、新施設建設事業者の公募を行ったことで、公園全体の中での新水族園の位置づけや既存施設との調和は提案者次第ということになってしまいました。

施設の機能及び性能に関する要求水準書の基本方針には、「東京湾、葛西臨海公園、葛西海浜公園等の景観や公園施設との調和やつながりを考慮した意匠、配置とすること」、また「既存施設内を回遊する動線」についての記載はありますが、既存施設の文化的価値についての言及はなく、「周辺環境との調和」というコンセ

プトの配慮事項になっているだけです。実際に審査会の場で既存施設との調和や動線について議論された形跡がありません。審査会の委員の中に建築の専門家が入っていないことも、都民から指摘をされています。

落札業者の鳥瞰図を見ても、既存施設との有機的な連携は見当たりません。大抵、周辺環境との調和が要求水準書の基本事項であるにもかかわらず、落札者の提案内容が鳥瞰図と建物概要しか公表されておらず、その点どう提案されているのか、私たち都民は知ることができず、公園全体の構想がさっぱりつかめません。

PFI方式ではなく、都民の意見を反映させるべき

今後について伺いますが、今後、設計の具体化の段階で都民の意見が反映される機会はあるのでしょうか。



○根来公園計画担当部長

新たな葛西臨海水族園の整備に当たりましては、都民等からの意見を広く聞いた上で基本構想や事業計画を策定しております。これを踏まえて事業提案の募

集を行ったところでございます。

○原委員

今おっしゃったのは入札前の話ですね。落札後、公表された情報に疑問や問題点が幾つも出されているのに、この後、都民の意見を聞かないで、事業者へお任せで進めるということでしょうか。

PFI方式という仕組みの問題を指摘せざるを得ません。PFIを採用するとしたのは二〇二〇年の事業計画です。都民からも、水族館建設について「民間委託はしないほしい」、「設計と工事は切り離すべき」との声が出され、私ども共産党都議団もPFI方式には反対してきましたが、今回、PFI方式の下、入札が行われました。

PFIは設計から完成まで丸投げ、事業者は民間ですから、できるだけ安く工事を行おうとします。都民の声を聞くよ

りも、手間暇かけない実施方法へ傾く可能性があります。

このPFI方式による財政負担の削減効果はどの程度かを伺います。

○根来公園計画担当部長

PFI方式では、設計、施工、維持管理を一括して発注することで、工期やコストの縮減を図ることが期待されます。

本PFI事業では、都が設計、施工、維持管理を分割発注する従来方式と比べて、6事業期間全体で都の財政負担額を約三％縮減できる見込みでございます。

○原委員

三％の縮減というのは、予定総額四百三十二億円とされていますので、直接都が事業を取り組むとすれば、逆算して四百四十四億円となります。したがって、十二億円の縮減です。

そもそも公園全体との調和や文化的遺

産である現水族園の生かし方などを議論しないまま、この整備事業を事業者任せで進めることは大問題です。公共施設の整備に関して、当然、都民の声を反映する必要があり、PFI方式でなければ、都民も参加したフォーラムなどを行い、都立の水族園の在り方や新水族園と既存施設との有機的な連携について議論ができ、反映させることができると思います。民間に委ねることで縮減できる経費が十二億円、全体の三％の縮減のためにPFIを採用するよりも、都民の意見をどの段階でも反映させて軌道修正もできるようにしていくことが、都民の施設を造る上で大事だと思います。

もう一度、公共施設である都立水族園の役割、海辺にある公園全体との調和、文化的遺産である既存施設との共存という原点に今からでも立ち返り、進め方を再検討されるよう要望します。

PFIで進める場合でも、事業者提案に都民の意見を反映させる機会を保障し、建築学会の専門家に入っていたいただき、議論することを強く求めるものです。また、樹木の伐採をしないで進める計画にするよう強く要望します。

鳥類園ウオッチングセンターの改修について

続きまして、同じ葛西臨海公園内ですが、鳥類園ウオッチングセンターの改修工事について伺います。

鳥類園エリアの東側にある鳥類園ウオッチングセンターは、屋根の老朽化により、二〇二一年四



月以降、閉鎖をしています。再開が待ち望まれています。改修工事の見通しを伺います。

○根来公園計画担当部長

鳥類園ウオッチングセンターは、自然観察や学習、休憩などの利用を目的に平成五年に完成しました。

現在、特に屋根の老朽化が進行しているため、今年度から来年度末にかけて屋根改修工事を進めておりまして、先月、

受注者が決定しました。

○原委員

改修工事が始まるこのことでよかったです。

屋根の改修に伴い、センターの補修などは予定していますか。

○根来公園計画担当部長

今回の改修工事は、屋根の改修と柱など、その影響範囲の補修を行うものでございます。

○原委員

改修に先立ち、指定管理者やNPO法人、鳥類園友の会、利用者などの意見は聴取していますか。どのような意見が出されていますか。

○根来公園計画担当部長

屋根の改修工事に当たりまして、指定

管理者やボランティア団体からの意見聴取を行いました。

本工事につきましては、野鳥の営巣地への配慮やボランティア活動用スペースの確保等の意見があり、それらについては適切に対応いたします。

○原委員

ありがとうございます。以前、NPOの方に野鳥のガイドをしていただいたことがあります。とても丁寧で、子どもたちにも野鳥が見えるように望遠鏡で見せていただきました。

ウォッチングセンターは、小学生などの社会科見学でも写真展示などで学ぶことができますし、雨のときにも学習ができる大事な施設です。利用団体などの意見を取り入れて、維持管理していただけるようお願いいたします。

●篠崎公園の安全対策について

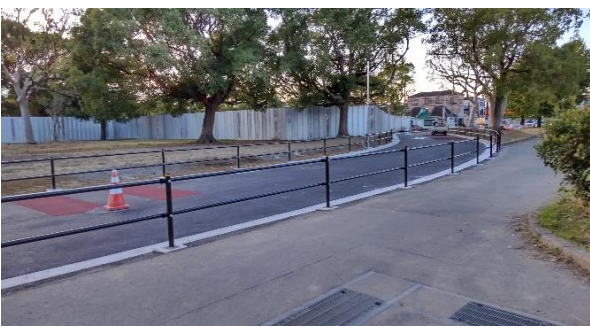
この後は意見のみ述べさせていただきます。二つあります。

一つは、今、篠崎公園の高台化準備事業が行われております。その都立篠崎公園について意見を表明します。

公園内に仮設道路を通す工事が本年六月から行われてきました。私は、第二回定例会で文書質問を提出し、芝生広場のすぐ脇の歩道

が、車が通る道になることから、子どもたちの安全環境確保を求めました。

特に横断防止柵について、子どもものくぐり抜けを防ぐ形状に



仮設道路脇の横断防止柵

するよう質問をしたところ、「東京都の道路工事設計基準に合わせた構造のものを設置します」との回答で、「供用開始後も必要な安全対策を行っていく」との回答でした。

しかし、現地を見ましたら、簡単にぐり抜けができるガードレールが設置されており、それまで歩道だったこともあり、通行人は普通にガードレールをくぐって横切っていました。開通前とはいえ、管理事務所前の横断歩道まで迂回する人はほとんどいませんでした。

ポールも人も道路に飛び出すことのないよう、特にそうした危険が予想される芝生前道路などの範囲は、最低限の対策を講じていただきたいと思います。供用開始前に対策を取っていただくようお願いいたします。

その他、工事による既設駐車場の台数制限と利用時間制限についての告知看板

や案内・安全スタッフの配置など、住民利用者に混乱や危険が生じないように、しっかり対策を取っていただけるようお願いいたします。

●点字ブロックの交通マナー

もう一つは、点字ブロックの交通を妨げないマナーの周知についてです。

点字ブロックの上に自転車など物を置かれると、視覚障害者がぶつかってけがをしてしまうとの訴えが多く寄せられています。これは繰り返し訴えが来ているんですね。

道路管理者である建設局だけでなく、区市町村のパトロールなどの連携が必要だと思えます。特に駅前で、自転車の金属の止め具に足のすねをぶつけたり、自転車のハンドルに服を引っかけて転倒したり、全治数週間ものけがになることもあるそうです。

現場で注意喚起の音声を流すなどしてほしいです。例えば銀行やスーパーなどの前に、ちょっとした時間だからと止めてしまうことがあるようですが、そうした場所など、音声などでの注意喚起、こういうことが効果を示すのではないかと思います。

また、CMやSNSでも事故事例などを知らせるなど、できることはいろいろあると思います。ぜひ市区町村や警視庁とも連携をして、点字ブロックを妨げないマナーづくりを実現していけるよう、よろしくお願いをいたします。

意見表明、また質問を、以上で終わらせていただきます。(以上)

原純子都議（江戸川区）の質疑

〔環境局〕

- 住宅の省・再エネ補助の拡充を
- 自然地への大規模太陽光パネル設置を規制する条例を
- 檜原村への産廃焼却施設建設は許されない

●住宅の省・再エネ補助の拡充を

新築住宅の省・再エネ補助は予算増

○原委員

よろしく願います。新築並びに既存住宅の省エネ、再エネ推進支援事業の現状について伺います。

まず、今年度の東京ゼロエミ住宅推進事業の直近までの補助件数を伺います。

○関制度調整担当部長

助成金の申請受付を開始いたしました

六月下旬から九月末までで二千四百四十一件の申請を受け 付けております。

○原委員

周知も大分広がりました、申請件数は順調に伸びているということですね。今年度の当初予算は百八億円で、前年度の四倍の予算が東京ゼロエミ住宅については組まれました。

そして六月には補正予算も組まれています。昨年は抽せんをしていて、補助金をもらえない人も出ていたのですが、

今年度は申請して基準をクリアしていれば、補助金が受け取れるということで、工務店さんも安心して補助制度を案内できるというようになりました。ありがとうございます。

新築時の太陽光パネル設置についても、標準装備化の流れを本格化させることが大事だと思います。義務化という名前がどうなのかというふうなことがいわれておりますが、私は標準装備という方が正確ではないかなというふうに思っております。

断熱の段階も、よりレベルの高いものが選ばれていくように、ぜひその効果も検証してほしいと思います。

既存住宅の省・再エネ補助も

改善・予算増。さらに増やして

次に、本年度の災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業における

る断熱窓、ドア改修及び太陽光発電設備の設置について、予算上の想定数と直近までの補助申請件数を伺います。

○荒田気候変動対策部長

本事業における断熱窓、ドアへの改修に係る予算上の想定数は、それぞれ六万戸、五万戸、太陽光発電設備は一万一千八百五十三件でございます。

申請受付を開始した六月下旬から九月末までの申請数は、窓改修が五千三百三戸、ドア改修が二千九百七十二戸であり、太陽光発電設備は三千二百十五件でございます。

○原委員

前年度実績は窓断熱が六百十五件、ドアが五十九件となっております。これ件数なので、単純比較はできないのですが、実際かなりの伸びだと思います。

制度の開始当初は、ドア改修と太陽

光パネル設置をセットで行って初めて補助対象となっていました、既に二重窓になっているお宅から、太陽光パネル単独での補助をとの要望があり、お伝えいたしました。間もなく、窓改修済みのお宅へは、単独補助の制度の利用が可能となりました。素早い対応に感謝をいたします。

窓の断熱改修は、今、問合せが殺到し、電話がつかまらないこともあるとお聞きをしております。ぜひ体制も増やして、予算を使い切って補正を組むぐらいの勢いで進めていただきたいというふうに思います。引き続きお願いをいたします。

●大規模太陽光パネルの規制を

続きまして、日の出町谷戸地区のソーラーパネル開発について伺っていきます。まず、都内の自然地で太陽光発電を実

施する目的で、開発許可の事前相談と許可について、ここ五年間の件数を年度ごとに教えてください。

○和田自然環境部長

太陽光発電に関連する事前相談一三件数は、平成二十九年度から令和三年度までの五年間で、平成二十九年度に四件、令和二年度一件となっております。

このうち開発許可された案件は、一件であります。

○原委員

ありがとうございます。都内の自然地での太陽光発電は、全体としては縮小傾向にあるようにも思います。それは、やはり実際に自然地に、特に大規模な太陽光発電施設を造ろうとしたときに、いろいろと課題が多いということを示しているのではないのでしょうか。

今日取り上げる日の出町谷戸地区の大

規模太陽光発電施設は、今答弁のあった五年間の一年前に許可されたもので、日の出町役場向かいの道路に沿った高台の自然地にソーラーパネルが設置され、今稼働中ですが、やはり住民や町から様々な課題が指摘されています。

温暖化ストップ、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの拡大は欠かせない課題ですが、事業者による規模の大きい太陽光パネルについては、地元住民の理解や、災害時の安全や景観保全など、設置において欠かせない課題があると思っております。

都が自然保護条例に基づき開発許可をし、二〇一九年一月より稼働した日の出町谷戸地区の太陽光発電施設について、敷地面積を伺います。

○和田自然環境部長

都は、自然保護条例に基づき、自然の保

護と回復を図るため、自然地において行う一定規模以上の土地の形質変更行為に対し、あらかじめ開発許可を求める制度を運用しております。

許可申請された当該地の面積は、約九千四百平方メートルであります。

自然保護条例ではつくられる建物の詳細は問題にならない

○原委員

ありがとうございます。開発許可の際、開発行為の目的が太陽光発電施設であることは認識していましたか。発電施設の設備容量は、許可申請の際に事業者から報告する必須の項目ですか。お願いいたします。

○和田自然環境部長

自然保護条例に基づく開発許可制度においては、行為の目的を明らかにして申請することとしており、当該開発行為の

目的は、太陽光発電の建設となっておりです。

開発許可制度は、自然の保護と回復を図ることを目的としており、発電施設の設備容量については報告を求めています。

○原委員

都の自然保護条例は、敷地面積と使う目的以外には、どんな規模の設備になるのか詳細の報告義務がなく、どのくらいの斜面に設置するのかわからないとのことでした。

現地からいただいた資料によると、茨城県の会社が谷戸地区の高台に二千五百四十四枚のソーラーパネルを設置し、発電量は〇・八メガワットだそうです。

日の出町には、この事業者以前にも太陽光発電事業が展開されていますが、大きく違うのは、平たん地でなく、高台の



急斜面になめるようにパネルが張られており、斜面の直下は、道路が通っていることです。

(パネルを示す)こちらが谷戸地区ソーラーパネルです。ご覧いただければと思います。

日の出町役場のすぐそばとあって、車の通りも多く、この真下が道路になっております。

そして、すぐそばに役場があります。

この下のところが三差路になっていまして、そのすぐ上方に、この上の方に発電施設がそびえ立つように見えて、パネルが縦に下から見え

るくらいの急斜面です。

二〇一七年にこの計画を知った地元の自治会は大反対したそうですが、都の許可が下り、稼働されてしまったとのことです。

稼働後も、住民の不安は消えません。日の出町議会でも議員から、「あの場所は誰が見ても自然を破壊しているとしかしいようがなく、何かあると災害が発生する危険をはらんでいる。」「東京都の条例も甘いのでは」との声が上がっていました。工作地は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、また、土砂災害区域、イエローゾーンには該当しませんでしたでしょうか、お答えをお願いします。

○和田自然環境部長

当該地の一部は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当しておりますが、その多

くは残留緑地となっております。

○原委員

該当しているとのことですが、その多くは残留緑地とのことですが、つまり開発行為を行った箇所も一部レッドゾーン、イエローゾーンに含まれているということですので。

切土、盛土、工作物の基礎排水設備などについて、どのような指導を行ったのでしょうか。

○和田自然環境部長

開発許可申請に当たっては、切土等が適正に行われ、土砂の崩落、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないよう指導をしております。

丘陵地の開発指針の対象地域

○原委員

一定の指導はしているとのことでした。

ここでは盛土は行っていない、よそから土は持ち込んでいないというふうにお聞きをしております。

都は、既に今から三十年以上前、一九八九年に「地球規模の環境変化と人類の生存との関係が大きく指摘されており、自然に対する関心やその保全の必要性に対する認識は一層高まりを見せています」として、「丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、自然環境との調和を図った秩序ある開発が行われるようにするため」と、「みどりのフィンガープラン」を策定しています。

そして、この「みどりのフィンガープラン」の対象地域となる丘陵地での開発行為について、丘陵地における適正開発のための指導指針を定めております。

今回の開発行為地は、長淵丘陵に含まれると思いますが、いわゆる「みどりのフィンガープラン」の対象地域ですか。

その場合、「丘陵地における適正開発のための指導指針」に基づいて、どのような指導を行ったかを教えてください。

○和田自然環境部長

当該地は、「丘陵地における適正開発のための指導指針」の対象地域となっております。

この「指導指針」に基づき、改変する部分について、在来の植生に合わせた樹木の植栽により、自然環境が早期に回復できるような措置を講じることなどを指導しております。

○原委員

この「指導方針」の対象地だということですが指導もされたとのことでした。指導指針には三つの原則が定められており、今のご答弁で、「在来の植生に合わせた樹木の植栽により、自然環境が早期に回復できるような措置を講じることなどを指導」



したというのは、二番目の原則に当たる指導内容だと思えます。

では、一番目の原則には何と書かれているか。「第一原則、丘陵地の特質である斜面地及び尾根部分の保全に最大限の配慮をすること」とあります。

いま一度、写真パネルを見ていただければと思います。尾根急斜面部分がパネルで覆い尽くされているのが分かります。太陽光パネルですから、できるだけ日射条件のよいところに設置しようとするれば、勢い、このようにならざるを得ないというふうに思います。

「指導方針」では、ほかに「尾根部分、急斜面は残留緑地として可能な限り確保すること」と書かれています。どうでしょう。とてもそのようには見えません。

都の自然保護条例は、開発行為地に何を造るかは問題にしないということは、

実際には自分たちが定めた貴重な丘陵地の保全のための計画や指針を守れないという事態を招いているというふうに思えます。

自然保護条例には住民や地元自治体に説明する規定がない

さらにお聞きしますが、開発許可申請に当たり、周辺の住民や地元自治体に対し、事業者がきちんと説明することを規定する項目が条例にはありませんか。

○和田自然環境部長

周辺住民や地元自治体への説明が必要と考えられる開発案件については、事業内容を説明するよう事業者に指導を行っております。

なお、当該開発案件についても、周辺住民や地元自治体への説明を行うよう指導しております。

○原委員

ありがとうございます。自然保護条例にそうした項目があるかどうかについての答弁は避けられていたと思います。この自然保護条例には、住民合意の項目は存在しないのです。この点も、都の自然保護条例の大きな弱点だというふうに思います。

条例に項目がなくても必要と判断し、住民や地元自治体への説明を指導するとは重要ですが、事業者が、例えば計画概要のチラシをポストインして、説明したといえれば説明したことになります。義務ではないので、今回、計画段階でも周辺住民はほとんど知らされず、この施設ができてびつくりということでした。

幾つかの角度からお聞きしましたが、結局のところ、都は、自然地を切り開いての太陽光発電施設の開発行為に対して、どのような権限を持っているのでしょうか。

か。いま一度お伺いします。

自然保護条例では大規模太陽光

発電を規制できない

○和田自然環境部長

都は、自然保護条例に基づき、自然の保護と回復を図るため、自然地において行う一定規模以上の土地の形質変更行為に対し、あらかじめ開発許可を求める制度を運用しております。

本制度において、開発行為の対象地に一定規模以上の緑地面積の確保などを求めています。

○原委員

結局、ご答弁のような自然保護条例の一般的な中身では、自然地での大規模太陽光パネル設置がもたらす弊害を防ぐことはできないということだと思います。

現在の自然保護条例は、傾斜地であるうと、土砂災害警戒区域であろうと、自

然地を一定残せば、何を造っても構わないということでは、開発許可が住民の命と暮らしを守れないのではないのでしょうか。また、開発計画の段階での住民の合意という大切なことが欠落していると思います。

日の出町の町議会では、もともとは再エネ施設を推進してきたわけですが、この傾斜地への太陽光パネル設置規制が東京都にないという現実を知り、町として独自に規制が必要と、町議会で「日の出町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」を作成し、この九月に執行しています。

その第一条、目的では、太陽光発電事業において、住民への周知、災害の防止、良好な景観の形成、自然環境及び生活環境の保全並びに発電施設の適正管理、発電設備の撤去等に係る配慮事項を示し、地域の環境及び住民意識と調和した適正な

事業の実施を誘導することを目的とするとしていきます。

そのために、一、近隣住民への説明、届出等、住民から出された意見、要望に誠意を持って対応する。二、急傾斜地、イエローゾーン、レッドゾーン、鳥獣保護区など、設置を避けるべき区域を設けた。三、土地所有者の責務、災害防止、自然景観、史跡及び文化財等景観、非常時の対応など、配慮すべき事項を記載しています。

他県を見ても、こうした太陽光発電事業の実施におけるガイドラインや条例を独自に作成、実施している自治体は多数あります。

岡山県では二〇一九年十月、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を施行し、山梨県でも二〇二一年十月に、「太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を施行したところで

す。

太陽光発電の普及が広がる中で、山林の斜面に設置されたパネルの崩落が他県で発生し、森林伐採による土砂災害への住民の不安が増大したことによるものです。

岡山県の条例では、土砂災害の発生のおそれが高い区域、砂防指定地やレッドゾーンを太陽光発電施設の設置禁止としました。

また、地域住民との適切なコミュニケーション、適切な土地の選定、波動音、電磁波、反射光に対する住民への配慮、破損の際の措置、防災、安全、環境保全、景観保全、FIT制度期間終了後の事業継続、事業終了後の施設撤退など、太陽光発電施設に固有の課題について定めがされています。

山梨県は、二〇一五年に一度ガイドラインをつくっていますが、より実効性の

ある事業者指導ができるようにと条例を制定しました。

山梨県は八割が森林とのことから、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物多様性の保全のために、森林法に規定する地域森林計画の対象の民有林及び国有林を太陽光発電施設の設置規制区域に指定しています。

一般に地域森林計画では、森林の保護に関する事項や、森林の土地の保全に関する事項を定めるわけですが、ここで聞きたいのですが、この日の出町の行為地は、「多摩森林計画区」に含まれていませんでしょうか。

○和田自然環境部長

行為地は、森林法に基づく多摩森林計画区に含まれております。

○原委員

つまり、これがもし山梨県だったら、こ

の行為地に太陽光パネルを設置することは、相当の規制を受けるということです。

そのほかにも、兵庫県の条例や基準では、独立峯の稜線の部分に設置することを避ける景観保全の項目や、地盤の勾配は三十度以下であること、太陽光パネルの脱落や基礎の転倒の防止など、様々な規定があります。

自然地での太陽光発電を規制する条例が必要

やはり今後、自然地での太陽光発電施設の整備について規制する条例が東京都でも必要ではありませんか。

○和田自然環境部長

都は、自然保護条例に基づき、自然の保護と回復を図るため、自然地において行う一定規模以上の土地の形質変更行為に対し、あらかじめ開発許可を求める制度を運用しております。

○原委員

正面からお答えいただけませんでした。今、私たちは、再生可能エネルギーを強力に推進しなければ、ゼロエミッションの目標は達成できません。かといって、大規模な太陽光発電施設の設置が環境を壊し、生活を脅かすものとなっては本末転倒です。

今、新築住宅への太陽光パネル義務化に賛否が起きていますが、否定的な意見の中に こうした山の斜面に張りつくような太陽光パネルの、景観を損ない、危険をもたらすものとの印象を持つことからの思いの人も多いのではないかと思います。

都は今、詳細な説明資料まで準備して、太陽光パネルへの誤解や心配を解消する努力をしているわけですが、その一方で、こうした自然地への大規模太陽光発電施設の設置に対して、なすすべもないとい

うことでは、せつかくの努力が水の泡になりかねません。

全体として、再エネ推進の鍵は住民合意であり、安全な場所への設置を進めることだと思えます。

都も他県の例に学び、また、地元自治体に任せるのではなく、太陽光発電が安全を確保しながら広がるよう、必要な規制を設けることを検討するよう求めるものです。

●檜原村の産廃施設建設について

次のテーマ、最後のテーマに移ります。西多摩の人口二千人の小さな村、檜原村に多摩地域最大の産業廃棄物焼却施設を造る計画の申請が比留間運送という事業者から出され、審査中です。

一日九十六トンの廃棄物が持ち込まれ、焼却は二十四時間稼働、四十五メー

トルの煙突からばい煙が出続け、出入りの大型トラックなどは往復七十台に上ります。檜原村に焼却場は要らないと、村民の七割が反対をしています。

審査の方は、専門家会議での審査第一回目が七月二十七日に開かれてから三か月半がたっています。東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議で宿題になっていることと、その進捗状況を伺います。

専門家から数々の疑問が指摘される

○志村資源循環推進部長

第一回の専門家会議では、水の確保など、複数の事項について、より詳細なデータを求める意見等が出されたことから、都は、事業者に対して、専門家から指摘された意見への回答や、水の確保に関する具体的な根拠資料の提出等を求めています。

事業者からは、現地での地下水調査を含め、必要な資料の提出及び回答に向けて準備を進めていると聞いております。

○原委員

専門家会議では、地下水の根拠資料のほか、排気物質による沢の環境や水質汚染、交通事情、騒音などの疑問点が各専門家委員から出され、村から出された意見への回答も具体的でない指摘をされ、次回は、事業者の出席を要請されたわけです。

村民の7割が反対

また、利害関係者からの意見二百七件、意見数千十四件への回答は、未提出の状態です。

施設建設計画に対し、村民の七割が反対している状況についての受け止めをお願いします。



○志村資源循環推進部長

檜原村で計画されている産業廃棄物の焼却施設について、地元住民等からの反対意見があることは認識しております。

都は、利害関係者から提出された意見も踏まえ、専門家会議を通じて、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、公正かつ厳

正に審査を進めてまいります。

○原委員

反対の意見を認識しているとの答弁でしたが、そこに住む人々の意見を軽く扱ってはならないと思います。署名数四万八千百十三筆、うち村民は千百十五筆で、村民の七一・五五%が署名をしております。インターネット署名も、今日の段階で一萬六百十筆になっています。二千人の村民で四万八千の署名が集まっている、多くの人々に愛される村なんだとい



現地で調査 (2022.9.6 里吉ゆみ都議と)

うふうに実感をいたします。

年間二十万人の人が檜原の自然を楽しみに訪れます。第三定例会で、計画の不許可や慎重審議を求める十二本の陳情が出されたことから、注目している人の多さが分かります。

水の確保の裏付けなく許可を申請

受け付けた都も問題

さて、専門家会議では、水の確保が最大の焦点になっていました。一時間に十三トン、一日三百十二トンの焼却炉冷却水が必要だが、村民の生活に支障を来さないため、上水(水道水)は使わないと事業者は示しています。

事業者の想定では、雨水三〇から一〇〇%、井水、井戸水ですね、ゼロから八〇%、湧水二〇%弱、上水は原則ゼロ%の割合です。

給水について、村は、「給水契約を拒否

する可能性を踏まえた計画とすること」

との厳しい意見書を上げていますが、事業者が村と事前相談をする必要はなかったのでしょうか。都への許可申請の段階で裏づけのない計画書になっていたというところが、この間の事業者側の説明からも分かりますが、そうした認識は都にありますか。

○志村資源循環推進部長

行政手続法では、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしております。

水の確保に関する資料については、廃棄物処理法において申請時に必要な書類として定められてはおりません。

本件では事業者からの申請受付後、檜原村の意見書により、浄水場の能力の観点から、水道水の利用が困難であること

や、専門家からの指摘により、地下水を確保できる根拠が必要であることなど、内容審査の過程において問題が明確になったことから、審査に必要な書類として、事業者に提出を求めているところでございます。

○原委員

この間の上水使用拒否の意見書は、村と事業者が事前相談をしていないこと、事業者が、そこを甘く考え、地下水の調査もせずに申請をしたことが明らかになっていきます。

専門家会議の委員の皆さんも驚いたかと思えます。計画の前提となるようなところから質問や審査をしなければならぬのは大変失礼な話かと思えます。

「なぜ、水の確保が申請時に必要な書類として定められていないのか。」私は局の方にお聞きしました。局も即答できず、

「これまで問題にならなかった」とのことでした。これまでは臨海地域や工業区域に造られ、水道水と雨水を併用して使い、問題が起きていないことです。そもそも山林の上水が制限されるような場所での建設の経験がなかったわけですから、申請する事業者も、申請を受理した都

も大変甘く考えていた、または考えずらしていなかったといわざるを得ません。

では、地下水が出ればよいのか。地下水を使うということにおいても、村にとっては重大問題です。地下水を取ること、川の水量への影響があるかもしれないからです。

地下水試掘の事業転用は許されない

水は死活問題です。村は、地下水について、勝手にどんどん掘られてはかなわないと、今年九月、村議会では、檜原村地下

水保全条例をつくりました。

現在、事業者は、地下水の試験掘削をしています。都は許可していますか。檜原村議会では制定された地下水保全条例との関係はどうなりますか。

○和田自然環境部長

環境確保条例では、地下水を利用する目的で、動力を用いて揚水する施設を設置するときに、工場を設置しようとする者は、工場設置認可を受けなければなりませんとしております。

当該事業者は、井戸を試掘中であり、地下水を利用する目的で、動力を用いて揚水する施設を設置していません。現在、工場設置認可手続をする段階にあります。

環境確保条例は、檜原村地下水保全条例と異なる目的で制定された条例であり、一般的には、異なる目的で制定さ

れた条例では、それぞれの条例の手続が必要であります。

○原委員

動力を用いて地下水を取り込む段階で、工場設置認可が必要とのことでした。

なお、調査目的のための試験掘削は揚水（井戸）として認識しない、これが都の公式見解であり、通常こうした理解となつていくことが分かりました。

村の地下水保全条例との関係はないということですが、試験はあくまで試験であり、勝手に事業運用することは許されない立場は同様と解釈すべきと考えます。地下水の試験調査結果について、檜原村議会特別委員会の場で、事業者は、九月末から十月に報告をすると回答していましたが、どうなっていますでしょうか。

○志村資源循環推進部長

事業者からは、現地での地下水調査を

含め、必要な資料の提出及び回答に向けて準備を進めていると聞いております。

○原委員

聞いているというのは、多摩環境事務所が直接の担当部署だから、そうしたい方になるのだと思いますが、ちょっと傍観者のだなどというふうに思っています。

九月に共産党の都議団で現地調査に行つたときには、試験調査が一か所掘られていました。先週現地に行つた地元の方から、試験が三か所で掘られていたとのことでした。どういう状況でしょうか。



地下水試験の箇所 (2022.9.6)

か。

ここは川の水が飲み水として使われるくらいですから、井戸を掘るケースはあまりないのです。雨水で足りない分を地下水から取るという想定について、その根拠を問われ、調査を始めた事業者ですが、村議会で約束した十月を過ぎても調査結果が届いていません。

まさかですが、地下水が出るまで掘るのででしょうか。

村議会で数々の指摘

九月七日に事業者出席の下、檜原村議会産廃施設特別委員会が開かれておりまして、そこである議員さんがこう質問しています。「雨が降らない日が続く、水槽の水量が不足し、地下水が十分確保できない場合どうするのですか」と。すると、事業者は、「その場合は焼却をいたしません。水がたまるまでは焼却いたしません」

と答えたんですね。

議員の方から、「稼働したり停止したりすると、ダイオキシンの発生が予定より多くなるのではないか」との再質問に対しては、「出ないとはいわないが、極力出ないような形で行う予定です」との答えでした。

煙突から出されるダイオキシンが川や沢に降り注ぐ状況をチェックする下流側の川の水质検査については、年一回行うとのことで、年一回は少ないとの意見にも、今後検討しますとの返答でした。秋川漁協との協議は行っていないとのことでした。

こんなやり取りが続き、努力目標は言われるけれども確証がない、私はそんな印象を事業者に対して持ちました。

村議会でのこうした議論をご存じでしょうか。局として当然ご存じとは思いますが、確認のため、返答をいただければ

ばと思いますが、いかがですか。

○志村資源循環推進部長

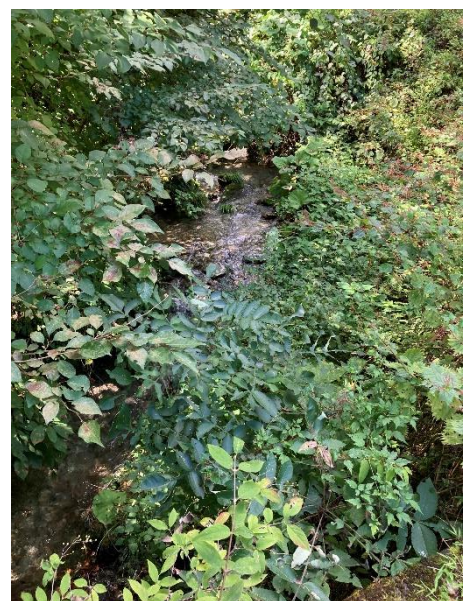
檜原村議会の議事録については、確認をしております。

○原委員

ありがとうございます。今後、事業者は専門家会議にも出席する運びになるうかと思いますが、具体的な話合いができるのか大変疑問です。

特別委員会では、このほかにも、大気汚染、土砂災害、山火事の危険なども懸念事項として出されていきました。当然だと思います。

お隣のおきる野市の市議会でも、この問題が取り上げられ、議論されています。南秋川浄水場の水を利用している市としても大変な問題だということです。市長さんは、焼却施設建設について、個人的にはない方がよいが、注視をするという



現地の沢 (2022.9.6)

ふうにご答えています。多摩川、秋川の源流を汚す可能性が否定できない計画は許されません。

村のCO2削減の努力にも逆行

調べてきて私がとても不思議なのは、CO2の排出量のこと。都のミニアクセスメントでも、どこでも出てこないことです。

CO2排出削減は、全都、全国の至上命題として今取り組まれている、その中で、檜原村も村を挙げて努力し、二〇一三年には一万四千三百五十二トンだった排出

量を二〇一八年には一万二千五百五十一トンまで減らしたそうなんです。

ところが、産廃施設ができる、毎年二万五千六十トンを排出することになるそうです。

そして、これには一日七十台規模のトラックなど、車の排ガスは含まれていません。加えたら三倍以上の排出量になってしまうでしょう。

村のCO₂排出量削減の努力に対し、逆行するCO₂排出量増大を生み出してしまうことについて、都はどう認識していますか。

○志村資源循環推進部長

廃棄物処理法では、CO₂排出量は、廃棄物処理施設の設置の許可要件になっておりません。

都は、専門家の意見も踏まえ、法令で定める許可要件に適合するかについて、公

正かつ厳正に審査をしております。

なお、東京都は、カーボンハーフの実現に向け、様々な法令制度により、CO₂削減に向けた取組を進めております。

○原委員

許可要件になっていないといいますが、多摩の自然を保全する計画は、都にあるわけですよ。緑豊かな土地で、これだけのCO₂を振りまいたらどういうことになるかということなんです。

特別委員会で、ある議員さんは、「檜原村は九三%が山林です、この山林が日々酸素をつくり出し、都心に酸素を供給しているのです」といわれました。「幾ら近代的で公害の出ない焼却場であったとしても、それは檜原村に死の宣告をされているようなものです」と訴えられました。そうした訴えに対し、事業者は、山林での焼却施設との共存は、実際非常に困難

であるとしながら、「焼却炉がこのような自然豊かな場所でも稼働可能であることを知っていたくよい機会だと思えます」と答えたんですね。

希少動植物が生息する

檜原の森を守れ

こんなチャレンジしますみたいな話で、それを檜原に持ち込む、環境が汚染されたら取り返しがつかないではないですか。この森には、希少動植物が生息しています。クマタカ、ヒガシヒダサンショウウオの調査を長年されている方もいらっしやいます。

今年六月、真っ赤なくちばし、大きな黒い瞳、オレンジ色の翼のアカシヨウビンが観測されました。檜原の人里（へんぼり）では、三十年ぶりの観測だそうで、幻の赤い鳥といわれるそうです。

絶滅危惧種など希少動植物が生息する、



アカショウビン

この檜原の森を守ることは、都民全体の使命だと思います。環境が損なわれてしまうことは、都民にとって大損失となります。ぜひ現地を見に行かれてください。

多摩川、秋川の水源を、豊かな自然をどう守っていくのか。地元の皆さんが農業、林業、観光業を継続できるように何をす



現地のみなさんと懇談 (2022.9.6 里吉ゆみ都議と)

べきか。担当部署のみならず、環境局全体で考え、責任を持って取り組んでほしいというふうに私から訴えまして、質問と意見とさせていただきます。ありがとうございます。 (以上)

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2022年12月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-7270

FAX 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

*この冊子は速記録を元に作成しています。正式な議事録は都議会ホームページでご確認ください。